

日本アルコール・アディクション医学会 学術奨励賞選出規定

(設置)

第1条 一般社団法人日本アルコール・アディクション医学会（以下「本会」という）定款第4条（4）に基づき学術奨励賞を設ける。

(名称)

第2条 学術奨励賞の名称は、日本アルコール・アディクション医学会学術奨励賞 (Japanese Medical Society of Alcohol and Addiction Studies Early Carrier Investigator Award) とする。

(対象)

第3条 学術奨励賞は、本会会員で将来性のある若手研究者に授与する。

(資格)

第4条 対象は、申請年3月末時点で、以下（1）～（3）の条件を満たすものとする。学術奨励賞の授与は毎年3名以内とする。なお、本賞を受賞した者は再度応募することは出来ない。

- (1) 応募者の年齢は、応募年度の3月末時点で45歳未満とする。ただし、産休、育休などで研究が途切れた者、医学部卒等の理由で研究歴が短い者などはこの限りではない。
- (2) 応募日時点において、応募者の会員歴が3年以上である。
- (3) 本会学術総会での発表歴（筆頭演者）が1回以上ある。

(応募)

第5条 学術奨励賞に応募しようとする者は、本会学術評議員1名の推薦を受け、以下の書類を応募締切日までに本会若手賞選考委員会宛てに提出する。

- (1) 推薦書（様式1：推薦理由を推薦者が記載）
- (2) 自己申告書（様式2：略歴、研究業績一覧及び研究概要を候補者が記載）
- (3) 主要論文1編の別刷り

(表彰)

第6条 学術奨励賞は賞状および副賞とし、年会の際に理事長より表彰する。

(選考)

第7条 学術奨励賞の選考は学術奨励賞選考委員会にて行う。

- (1) 選考対象者と同じの講座（大学以外の機関はこれに準ずる部局）に現に所属する、あるいは過去同時期に所属した経験のある選考委員および応募者の推薦者は、その年度の選考には加わらないものとする。なお、選考委員会委員長が上記の理由により選考に加わらない場合、委員長は選考委員の中から委員長代理を指名し、委員長代理は委員長の職務を代行する。
- (2) (1)により選考に加わらない委員が生じた場合、当該委員と同じ専門領域から委

員長が委員を指名、補充する。なお、選考委員会委員長が選考に加わらない場合は、委員長代理が委員を指名、補充する。

- (3) 適任者がいない場合は選出しないことがある。
- (4) 学術奨励賞選考委員会は受賞者を決定し、委員長は該当者なしの場合を含めて理事長に報告する。委員長は年会の際に開催される理事会に選考経過および結果を、また学術評議員会に選考結果を報告する。

(受賞者)

第8条 受賞者は受賞年度の年会において受賞講演を行い、かつ、原則として日本アルコール・薬物医学会雑誌に受賞業績に関する総説等を投稿する。なお、同誌に代えてNeuropharmacology Reports に投稿することも可能とするが、論文掲載料は自己負担とする。

付則 本規定を変更する場合には、理事会の承認を得なければならない。